その他告示

○外務省告示第五十三号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和八年二月十日

外務大臣　茂木　敏充

アメリカ合衆国大使館周辺地域

期間	地域	
令和八年二月二十四日から令和九年二月二十三日まで	東京都港区	赤坂一丁目 赤坂二丁目（二番から四番まで、八番から十二番まで及び十五番から二十三番まで） 虎ノ門二丁目 虎ノ門三丁目（一番から七番まで） 虎ノ門四丁目（一番及び二番） 六本木一丁目（一番から三番まで及び十番）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法「昭和三十五年法律第百五号」第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

○外務省告示第五十四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和八年二月十日

外務大臣　茂木　敏充

中華人民共和国大使館周辺地域

期間	地域	
令和八年二月二十三日から令和九年二月二十二日まで	東京都港区	西麻布三丁目 元麻布二丁目 元麻布三丁目 南麻布五丁目（二番から十六番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法「昭和三十五年法律第百五号」第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

○外務省告示第五十五号

令和八年一月十三日にイスラマバードで、南パンジャブ地域における小児保健医療施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　南パンジャブ地域における小児保健医療施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十九億千万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　赤松秀一在パキスタン大使

パキスタン側　ムハンマド・フメイル・カリーム経済省次官

令和八年二月十日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第五十六号

令和七年六月二十五日にアンティグオ・クスカトランで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエルサルバドル共和国政府との間に行われた。この交換公文は令和七年十月二十一日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億六千四百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　星野芳隆在エルサルバドル大使

エルサルバドル側　ファナ・アレクサンドラ・ヒル・ティノコ外務大臣

令和八年二月十日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第五十七号

令和七年十二月二十二日にラパスで、ボリビア多民族国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がボリビア多民族国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　小野村拓志在ボリビア大使

ボリビア側　フェルナンド・ウゴ・アラマヨ・カラスコ外務大臣

令和八年二月十日

外務大臣　茂木　敏充

○厚生労働省告示第二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

令和八年二月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
大建工業健康保険組合	ＤＡＩＫＥＮ健康保険組合	令和七年九月二十六日
品川リフラクトリーズ健康保険組合	品川リフラ健康保険組合	令和七年十月一日
田辺三菱製薬健康保険組合	田辺ファーマ健康保険組合	令和七年十一月一日
綜合警備保障健康保険組合	ＡＬＳＯＫ健康保険組合	令和七年十二月一日
エヌ・ティ・ティ健康保険組合	ＮＴＴ健康保険組合	令和七年十二月一日
九電工健康保険組合	クラフティア健康保険組合	令和七年十二月二日